

平成19年度 第2回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成20年3月28日(金) 午後1時30分から午後4時まで

出席委員 安藤ひろみ委員, 安保文尋委員, 小田中直樹委員, 佐々木信義委員, 佐藤ゆり子委員, 菅原真枝委員, 高木龍一郎委員, 細川美千子委員, 本田紀子委員, 榎石多希子委員, 渡邊美代子委員

欠席委員 布施孝尚委員, 舟山健一委員

1 開 会

事務局：本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。本日の審議会は平成20年3月19日に委員が改選されまして、初めての会議となります。開会に当たりまして、三部宮城県環境生活部長より御あいさつを申し上げます。

2 あいさつ 宮城県環境生活部長

三部部長：委員の皆様には、お忙しいところ男女共同参画審議会御出席いただきましてありがとうございます。本日は委員改選後初めての審議会となります。新しく委員に就任いただいた6名の皆様を加えた13名の方に審議会委員をお引き受けいただきました。ありがとうございます。

これまでの審議会では、基本的な事項について委員の皆様と議論していただいていたものと思っておりますが、本日の会議の後半で、他県とのデータ比較をもとに、宮城県としての男女共同参画の在り方を具体的に検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

本県の男女共同参画推進条例は平成13年8月に制定されてから7年目、また、条例に基づき平成15年3月に策定された「宮城県男女共同参画基本計画」は5年目となり、男女共同参画社会づくりへの取組は少しずつ活発化し、広がりをみせておりますが、それぞれの分野においてはさまざまな問題を抱えていることも事実であります。また、基本計画では数値目標も掲げておりますが、まだまだ十分とは言えない状況にあります。先日発表されました、平成20年4月1日付けの県の人事異動の中の幹部職員への女性の登用につきましても、まだまだ少ない状況ではありますが、少しずつ進んでいるところです。

県といたしましては、男女共同参画の視点に立った行政を推進し、宮城県庁をあげた取組みや推進が不可欠と考えております。そのために環境生活部だけではなく関係部局への

働きかけや県内の市町村とも連携を強化し、また、審議会委員への皆様の御意見もお聴きしながら、より一層進めていきたいと考えております。

本日は、県の男女共同参画施策や宮城県男女共同参画計画の進行管理に関しまして、委員の皆様の御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：(出席委員の紹介)

各委員：(日頃の活動内容や男女共同参画について一言御あいさつ)

事務局：本日の審議会の定足数について御報告申し上げます。委員数13名中、出席者11名、欠席者2名で、半数以上の方が御出席ですので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、この審議会は、原則として公開となっております。本日は1名の方に傍聴いただいておりますので、併せて御報告申し上げます。

3 会長及び副会長の互選

事務局：続きまして、議事にはいりますが、会長及び副会長につきましては、男女共同参画推進条例第19条第4項の規定によりまして、互選によって定めることとなっております。本来であれば、仮議長を選任していただき、議事を進行すべきところですが、会長・副会長の選任まで、男女共同参画推進課長が進めさせていただくことについて御了承願いたいと思っております。各委員の皆様方よろしいでしょうか。

(委員より承認の声あり)

森宮城県男女共同参画推進課長：それでは、宮城県男女共同参画推進審議会の会長について、どなたか御推薦などございませんでしょうか。

(榎石委員、細川委員より小田中委員を会長に推薦)

森宮城県男女共同参画推進課長：小田中委員という声がありましたので、小田中委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(委員より承認の声あり)

森宮城県男女共同参画推進課長：それでは、小田中委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選任を行います。副会長について、どなたか御推薦などございましたでしょうか。

(小田中会長より槇石委員を副会長に推薦)

森宮城県男女共同参画推進課長：槇石委員という声がありましたので、槇石委員に副会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(委員より承認の声あり)

森宮城県男女共同参画推進課長：それでは、槇石委員に副会長をお願いします。

ここからは、男女共同参画推進条例第19条第5項の規定により、小田中会長に会議の議長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席、副会長席へ御移動願います。

(会長席・副会長へ着席)

小田中会長：前期に引き続きまして会長を務めさせていただくこととなりました。この審議会の大きな役割の一つとしましては、県の施策の進行管理があります。槇石副会長を中心に進行管理の方法についてまとめてきていただきましたが、今後更にどのように充実させていくかが課題となっています。もう一つは、現在の基本計画の期間が平成23年3月までとなっており、次期計画の策定について議論していくことになるものと思われま。現在の基本計画につきましては、本審議会に諮問され、小委員会を設置して、槇石副会長を中心にたいへんな努力のもとにまとめていただき、それを県でオーソライズしていただいたというものです。次期計画についてどうするか、もし策定するとすればどのような計画にするかについて、この期の審議会での準備もしていくことになるものと思ひます。

この二つについて、各界の様々な経験を積んでおられる皆様から、貴重な御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

槇石副会長：現在の基本計画につきましては、わかりやすさということを中心に策定しましたが、これからは浸透度についても考えていかなくてはいけないと思ひます。県の施策の進行管理につきましては、部署によってもかなり違いがありますが、まだまだ不十分なところも多く、充実させていく必要があると思ひます。私たち審議会委員の目も柔らかく鋭くしていく必要があると思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 題

(1) 宮城県の男女共同参画施策について

小田中会長：本日の審議会はお手元に配付の次第に従いまして進めさせていただきます。初めに、「(1) 宮城県の男女共同参画施策」について、事務局より説明願います。

事務局：資料2「県の男女共同参画施策について」及び資料3「平成20年度の男女共同参画推進課の取組」に基づいて説明。

小田中会長：今後の審議会の予定としては、7月に県庁内の事業を実施している部署からヒアリングを行い、審議会としての意見をまとめてもらうこととなります。県の関連施策については、基本計画や年次報告に記載されておりますが、膨大な量になりますので、県ではどういった施策を実施しているのかについて、ただいま説明のあった内容も含めて御意見、御質問がありましたらお願いします。

安保委員：「男女共同参画相談」についてですが、男性からの相談も受けているということですが、どういった内容の相談が多いのですか。

事務局：様々な問題が複雑に絡み合っていますが、夫婦間の悩みについての相談が一番多くなっています。

安保委員：宮城労働局でも相談事業を実施していると思いますが。

本田委員：宮城労働局では、労働者の方などから、均等法や育児介護休業法、パートタイム労働法に係る相談を受けております。

事務局：県の男女共同参画相談室は、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなどの一次相談窓口としての役割を担っております。

小田中会長：相談事業については国や県警などにもありますが、他の組織とのネットワークなどについて補足して説明願います。

事務局：保健福祉部ではDV関係や子どもを含めた家族関係についての相談を受けていま

す。県の男女共同参画相談室にも、夫婦関係の悩みやDV関係の相談がありますが、当相談室はあくまでも一次相談施設ですので、明らかにDVだけの相談であると判明した場合には、保健福祉部のDV専門の相談機関につなぐようにしています。

県警でも同じように女性への暴力について相談を受けており、必要に応じて保護するなどの状況に応じた対応を行っております。各機関それぞれができる対応を行っております。

佐々木委員：県の男女共同参画に関する意識啓発や相談事業について、一般県民として広報やPRを見かけたことがない。県民や労働者に対して、どのようなPRや意識啓発を行っているのでしょうか。

事務局：相談室については、現在積極的な広報は実施していません。これは、相談員2名体制で行っていますが、年間相談件数が1,400件を超えており、これ以上相談を受けられない状況にあるためです。ただし、設立当時に広報を依頼した経緯があり、現在でもラジオ等で広報されているという実態はあります。意識啓発については、厳しい財政状況もあり、年間を通して配付できるような啓発パンフレット等は作成しておりませんが、8月1日のみやぎパートナーズデーを記念したイベントを実施する際などに啓発を行っております。

小田中会長：予算不足の影響が大きいということです。男女共同参画推進課は全体の総合調整的な役割が大きいわけですが、審議会として普及啓発にもっと予算をかけるべきだということであれば、それを意見として出していくことが必要になると思います。

渡邊委員：みやぎ女性人材開発セミナー事業について、修了生が259人、審議会等への登用者数は221人となっていますが、養成して、その養成した成果がどのようになっているのかについてももう少し具体的に教えていただきたい。また、修了生が市町村別にどのように、どれだけ登用されているかについても教えていただきたい。

事務局：修了生の221人という数字は延べ人数であり、実人数では80人程度になると思います。県の他に、国や市町村の審議会等の委員に就任しておりますが、その多くは市町村になります。内訳については把握しておりますが、現在その資料が手元ございません。

小田中会長：内訳については、後で提示していただきたいと思います。平成20年度は気仙沼市で行う予定となっていますが、講師はどのような方を想定していますか。

事務局：基本的には平成19年度と同じようなプログラムで考えており、講師は県庁職員、民間講師、大学教授で、どうしても講義をお願いしたい民間講師の方の都合が、1

日だけ仙台で開催する計画となっています。

小田中会長：セミナーについては、仙台市以外の市町村で実施することが懸案となっておりましたが、19年度に栗原市で実施した感想などについてお願いします。

事務局：19年度の特徴としては、当初の応募者があまりにも少なかったために、新聞に掲載してもらったところ、これまでは仙台15名、他の地域10名くらいで開催していましたが、仙台、栗原とも各25名程度という大人数で開催することとなりました。基本的には仙台会場と栗原会場は別々に開催していますが、最初と真ん中と最後は合同で開催しました。真ん中の合同開催日は、栗原市で開催し、萩原なつ子先生を講師に、地域の特徴を見つけるといったテーマで講義をしていただき、仙台会場と栗原会場の受講生混合の班毎に栗原の町に出て、町の特徴やアピールポイントをまとめて発表してもらいました。それまで仙台と栗原で別々に開催しており、年齢構成も違っていることから、心配な点もありましたが、当日は栗原の受講生が仙台の受講生をリードする形でまとめることができ、一致団結し、盛り上がりを見ることができまして、セミナー修了後には、大人数にもかかわらず、昨年度と同じように自主的な勉強会が発足し、非常に良かったと思っております。

細川委員：みやぎ女性人材開発セミナーの修了生については、女性人材リストへの登載について、2年置きくらいにアンケートがあり、自分の得意分野や興味分野について記載するようになっていますが、どうしても自分を完全に表せていないと感じています。リストへの登載内容の見直しや登載後にどのように活用されたかを把握する必要があると思います。また、県の職員の方にこのリストの存在についてたずねても知らない方が多いように思います。

事務局：女性人材リストの活用についてですが、あくまでも個人情報になりますので、県庁内といっても誰も見られるということは問題がありますので、各部の主管課にのみリストを渡しており、審議会の改選時などに女性委員を登用する際に使っていただいています。そのため、一般的には審議会の担当者にならないとこのリストを目にする機会はないものと思います。もっと魅力的な調査様式にすべきという御意見については、担当者とも相談の上、検討していきたいと思っております。

高木委員：女性人材リストは、みやぎ女性人材開発セミナーの受講生、修了生を載せたリストなのですか。

事務局：セミナーの受講生には、リストに載せてもいいかどうかを確認した上で載せていますが、受講生に限らずにその他にも著名な方々等も載せているリストです。

高木委員：このリストを審議会等委員への登用に役立てるということで、幅広い分野から人材を募っているとは思いますが、どのような分野から人材をピックアップしているのですか。企業での労働法関係の研修などで、なぜ女性の登用割合が少ないのかという話題になると、乱暴な言い方をすると「女性は使えない」というのが最初に出てくる意見です。それはどういうことかとたずねると、女性は家事や育児の負担があって、それを夫が負担してくれないので、残業もできずに、責任ある仕事も任せられないということです。法的には、深夜業も含めて男女平等にできることにはなっていますが、現実的には家庭内での男女共同参画が進んでいないために、女性は能力があるのに責任のある仕事ができない、任せられていないということになってしまっています。女性の意識よりも、男性の意識をもっともっと変えていかなければならないと思います

事務局：セミナーは平成10年度から開催しており、セミナー受講生についてはその時から女性人材リストへ登載しております。これだけでは259人と少ないわけですが、現在のリストには600人以上の方が登載されています。これは、過去に様々な形で県に関わりのあった方々の中から少しずつ載せていったものです。

高木委員：審議会等委員への登用に役立てるために女性人材リストを整備するのであれば、幅広い意見が集約できるように、どういう分野から人材をピックアップすべきかをあらかじめ決めた上で整備すべきと思います。

事務局：そのような方向も含めて検討していきたいと思います。

安保委員：社団法人宮城県経営者協会は理事78名中、女性は1名だけです。もっと増やしていかなければいけないと思っております。経済界が一番遅れているという反省もありますが、リストに登載できるように努力していきたいと思っております。

佐藤委員：男女共同参画の日普及推進事業に関連しまして、イベントの出席者については、男性は50代後半から60代くらいの自由な時間がある方、しかも、役職の関係で動員された方で、女性は婦人団体等で役員に就いている方などがほとんどで、参加者はほぼ毎回同じような方々で、20代や子育て世代の参加者は非常に少ないのが実態です。イベントなどの開催時には、育児サポーターやボランティアによる託児の体制を整備して、20代や子育て世代の方を引き込んでほしいという要望を出しますが、市町村レベルでは託児サポーターやボランティアは育っていません。逆に言うとそこまで行政がお金をかけられていないという状況があります。そういった側面的な支援が大切だと思いますが、託児などの養成機関についてはどういった部署が担当しているのですか。また、市町村への支援や

指導についてはどのようになっているのかについて伺いたい。

事務局：保育士の育成や保育施設の整備については、保健福祉部の子ども家庭課が担当しておりますが、イベントに託児を設けるかどうかということになりますと、各イベント主催者の判断になります。県としても、全てのイベントに託児を設けられるかということになりますと、予算の問題もありまして非常に難しいと思います。市町村への支援や指導については、イベント開催時に託児を設けた方が良いというアドバイスはできますが、県が市町村事業に対して補助することはできない状況にありますので、支援は難しいと思います。

佐藤委員：人口が著しく増加し、年齢層も若い新興住宅でさえも、ボランティアは育っていない状況ですので、そういった側面的な支援を行うことで、若い方々が事業に参加できるようになっていくと思います。意識については、学校での男女共同が進んでいますし、今の高校生くらいの世代が大きくなっていくと男女共同参画も進んでいくのではないかと考えています。

小田中会長：イベント開催時の託児についても予算の問題ということですので、審議会として十分な予算を付けるべきということであれば、県に意見として提出することは可能だと思います。市町村への指導については、県では市町村の男女共同参画担当部署との意見交流の場を設けているということですので、その機会に、イベント開催時に託児を行うことは有効だということを情報として伝えることはできると思います。以前はあまりなかったイベント開催時の手話については、現在では多くの場合に付いていますので、今後この託児についても一般的になっていくことは十分に考えられると思います。

安藤委員：男女共同参画推進課は全体の総合調整的な役割を担っているということですので、イベント開催時の託児についても、休日等に託児を行っていただける方の情報を収集して提供することなども、県としての指導であり役割だと思います。男女共同参画相談事業についても、相談員2名で1,400件以上の相談件数ということでたいへんだとは思いますが、事務局から説明があったように、一次相談窓口として専門の機関を紹介したり、県庁の様々な部署と連携することにより、予算を増やさなくても解決できるものと思います。

安保委員：男女共同参画相談事業については、1日当たり5～6件の相談件数になると思いますが、それほど多いとは言えないのではないかと思います。予算を増やすことはもうできないので、効率的にできる工夫をしながら実施していくことが大切だと思います。

事務局：相談事業につきましてはフル稼働の状況です。1件当たりの平均相談時間は約30分ほどですが、その中には担当窓口を答えて終了する1分ほどの相談も含まれています。

ので、実際には1件当たり1時間ほどの相談時間になっています。今までの最長の相談時間は4時間9分と聞いています。相談終了後には、相談内容をまとめた報告書を1件毎に作成していますが、相談時間と同じくらいの時間を要しますので、6時間勤務の相談員は1日3件の相談を受けるので精一杯ということになり、勤務時間終了後にも及ぶこともあります。当相談室は一次相談窓口の位置付けとなっておりますが、実際には当相談室の方が詳しいということで、他の専門機関から逆に回ってきている状況にあります。そこで、自立サポート事業の予算の中で相談員を養成する講座を開催しておりまして、他の相談機関の相談員にも適切に対応していただき、当相談室に回ってくる相談を少しでも減らそうとしています。これが、当課の少ない予算の中でできる取り組みだと思っています。

小田中会長：その他に質問等はありませんか。それでは、質問等がありましたら、適宜男女共同参画推進課の方へ問い合わせさせていただき、回答をいただきたいと思います。

(2) 宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について

小田中会長：続きまして、議題の(2)宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について、事務局より説明願います。

事務局：資料4「宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について」に基づいて説明。

小田中会長：平成13年に条例が施行、平成15年に計画が策定され、事業の進行管理については、県としてこの年次報告書を作成し、県議会に報告することとなっています。そのような中で、審議会としてこの進行管理にどのように関わっていくかということについて議論され、ただいま事務局から説明のあったとおり、基本計画に関連のある事業を実際に実施している課室から実施状況調書を出してもらい、それを基に審議会委員との懇談会を開催し、その懇談会の結果を踏まえて、各審議会委員から意見を出してもらい、その後開催する審議会で審議会の意見として取りまとめた上で、年次報告書に付すということにしています。懇談会は3年前から開催しており、年次報告書に審議会の意見を付すようになったのは2年前からになります。審議会としてこういった進行管理でよろしいか、また、事務局から説明のあった内容についての質問等がありましたらお願いします。

小田中会長：昨年度は、審議会の意見を年次報告書に付したわけですが、この意見について、男女共同参画施策推進本部をはじめとしてどのような取扱いとなっているのでしょうか。

事務局：昨年8月に開催した審議会終了後に、男女共同参画施策推進本部に年次報告書を提出し、原案どおり了承されています。この審議会の意見の内容も含めて、報告書全体を見ていただいた上で、県として努力はしているものの、男女共同参画をまだまだ進めていかなければならないという意見でまとまっています。

三部部長：昨年度の審議会の意見については、基本的な内容について詳しく書いていただきましたので、県としてこの意見を受けとめた上で、20年度以降の施策に反映させていくこととしています。部局別懇談会では、事業一つ一つについて意見交換していただきますので、その中で特に重要なものについてこうすべきという意見があれば、これまでの意見のまとめ方とは違ってくるかもしれませんが、担当部局に直接働きかけることも可能です。

小田中会長：平成20年度もこのような進行管理を行うとすれば、審議会としては年次報告に付す意見書が重要になりますので、部局別懇談会後に各審議会委員から意見を出していただき、その後の審議会に取りまとめることとなります。環境生活部長からお話のあった個別具体的な提言を行うということも含めて、今後積極的に意見を出していただきたいと思います。

菅原委員：事業実施状況調書（様式1）については、昨年度と同じ内容なのですか。

事務局：基本的には同じですが、主な変更点としては、計画の体系欄で、施策の項目のみを記載するようになっていたため、記載者自身が男女共同参画の目標などを意識せずに記載していたのではないかと考えられますので、基本目標や施策の方向を記入するなどの一部改正を行っています。

菅原委員：事業担当課から提出のあった調書について、内容を精査し、必要に応じて訂正や再提出を求めるとのことですが、審議会委員はこれをもとに質問したり、意見を述べることとなりますので、この調書を充実していただきたいと思います。

小田中会長：部局別懇談会では、審議会委員からかなり細かい質問もあって、事業担当課が即答できないものもありました。そういった反省点も踏まえて、20年度は事前に審議会委員あてに調書を送付し、質疑事項をあらかじめ提出してもらい、事業担当課にある程度回答を準備していただくということです。審議会委員の皆様には日程的に厳しくなるかとは思いますが、部局別懇談会の限られた時間で、効率的に進めるために協力いただきたいと思います。

(3) その他

小田中会長：続きまして、議題の(3) その他について、事務局より説明願います。

事務局：県の予算はこれから毎年10%くらいずつ削減されるつもりで事業に取り組まざるを得ない状況の中で、効果的に進めて行くためにはどうしたらよいかということについて、今回は他の県とデータを比較した上で考えてみたいと思い、資料を出させていただきました。働く女性が多いと言われている富山県と、東北からは青森県を取り出し、宮城県、仙台市を除く宮城県、仙台市、全国についてデータを比較しています。

(資料5「他県等とのデータ比較」に基づいて説明)

このデータを参考に宮城県が今後どうしたらよいかということを考えますと、今後セン
トラル自動車などの進出により求人倍率は上昇することが見込まれますが、男女ともに働
き、男女ともに家事を行うという気運を高めないと、せっかく企業が進出しても働き手が
供給できないという状況になってしまいます。そこで、大和町は男女共同参画に関する条
例・計画がありますが、近隣の大衡村や色麻町などの条例・策定がない地元町村に対して、
条例の制定や基本計画の策定を働きかけて、男女共同参画の気運を盛り上げることが効果
的であると思います。このデータも含めまして、今後の宮城県の男女共同参画の推進につ
いて御意見の交換をお願いしたいと思い、話題提供とさせていただきました。

小田中会長：現在の県の基本計画を策定する際に、県内の状況を調査し具体的な数値で議
論したことがありましたが、その後このようなデータを基に議論することはなかったと思
います。県の審議会として今後どういったことを考えながら議論すればよいかといったこ
とや、質問・意見などがありましたらお願いします。

佐々木委員：この資料の保育所の数に衝撃を受けました。女性就業者数と保育所数との割
合について他県と比較しますと宮城県が非常に劣っています。このような中で仙台市では
公立保育所の廃止の動きなどがあり、働く女性を支援するという姿勢が行政にあるのかと
いう疑問を抱きました。また、宮城県の保育所の入所率は96.5%と高くなっていますが、
潜在的な保育需要が正確にとらえられていないのではないかと思います。いずれも宮城
県の取り組みの遅れが現れていると思います。一方で、幼稚園の数は他県よりも多くなっ
ていますが、幼稚園はほとんどが民営ですので、保育所を増やすと民営の幼稚園の圧迫に
なるということで保育所の数を抑制されてきたのかもしれませんが、ほんとうにそれでよ
いのかという感想も持ちました。

事務局：確かに保育所の入所率の96.5%という数字を見ますと高くみえますが、簡単に計

算しますと待機児童数にしますと千人程度になりまして、実体的な数値と思われます。保育所の数については、仙台市内では幼稚園に積極的に通わせたいという人もいますし、どういう選択をするかということもありますので一概には言えないと思いますが、男性も女性も一緒に働きましょうという考え方の普及でも変わると思っていますので、県内市町村での条例制定や計画策定などを積極的に進めていきたいと考えています。

高木委員：確かに最終的には個人の選択の問題になりますが、こういった審議会では選択できるような体制を整えることについて検討することが重要だと思います。個人的には、幼稚園を選択できる方は時間の自由度がある方であって、仕事を持っている人は幼稚園には通わせられないと思います。幼稚園に通わせられる方は所得が高い方かという、富山県と比較してみても必ずしもそうとは言えない。それではなぜ幼稚園に通わせるのかということを考えなくてはいけないと思います。また、保育所を選択できるように十分整備した上で選択してもらうことが必要です。さらに、事務局から説明があったように、市町村における条例制定や計画策定の状況の富山県との違いについても驚きましたが、数値だけではなく、方向性といった中身についても検討する必要がありますが、少なくとも政策を打ち出そうという姿勢に大きな違いが見られるということが読み取れますので、今後もう少し詳しく見ていく必要があると思います。

細川委員：保育所に通わせられなくて、幼稚園に通わせている人も多い。保育所に通わせたくても、どうせ入れてもらえないからと最初からあきらめて応募もしない方が多い。幼稚園でなるべく午後に預かってもらえるようなところに入所させたりしています。しかし、幼稚園では午後まで必ず預かってくれるとは限らないので、保育所に子どもを預けられないと女性は役職に付いたり、責任のある仕事に付くことはできません。女性の進出のためには、選択できる十分な保育所を整備することが必要です。幼稚園、一時預かりの保育所、ファミリーサポートセンターなどを組み合わせて、夜間や土日などにも働けるような体制が必要です。富山県のデータを見ると、持ち家率が高く、3世代・4世代家族で住んでいて、家族みんなで働くのが当たり前という感じになっているのではないかと思います。これは、男性の無業者の家事等の従事時間がたいへん長くなっていることにも現れていると思います。宮城県の場合は、全ての市町村がこのような状況にはないので、なかなか難しいのではないかと感じました。

小田中会長：保育所については、仙台圏、その周辺地域、農村地域などでは事情が違うと思いますが、仙台市は、数年前までは待機児童数が全国でもワーストクラスでしたが、それを解決しようと、市立保育所を廃止しつつ、認証保育所を導入してきました。認証保育所は、予算も少なく、労働条件も悪いのですが、認証保育所への入所によって待機児童数を減らすために導入したという経緯があると思います。事実上専業主婦でないと幼稚園に

は通わせられないので、働く女性が増えれば保育所を増やす必要がありますが、保育所はお金がかかるので、民営化せざるを得ないといったような状況もあると思います。このようなことがこのデータに現れているのではないかと思います。

安保委員：富山県では、製造業があつて求人倍率が高く、採用が思うようにできないという状況にあつて、その解決には女性の活躍が必要だということがよくわかりました。市町村での男女共同参画に関する条例の制定が効果的であれば、是非進めるべきだと思いますが、条例制定による有効性や強制力などはあるのでしょうか。

事務局：条例制定によって最も期待していることは、男性も女性も共に働き、家事も行うという気運づくりです。条例の内容によっては、企業に対して何か強制力を持たせたりすることは可能かとは思いますが、家庭に対しては無理だと思いますので、まずは、働きに出よう、家事をしようという気運づくりを進めたいと考えております。

安保委員：経済界としては、宮城県の富県構想について、雇用者が増えるということの反面、労働力不足が予想されますので、女性や高齢者を総動員していかないと間に合わないと思っています。現在でも工業系の高校卒業者の採用が間に合わないという状況になっており、女性の技術者の養成も必要だと思っています。

小田中会長：県の基本計画の中でも、一時保育、延長保育等について目標を定めて増やすこととしておりますが、市町村の条例などの中でも、保育所の整備目標を設定することなどによって、予算措置や民間への働きかけなどを行うことができるものと思います。

本田委員：宮城県、特に仙台市は県外に本社のある大手企業の支店や工場も多く、その雇用管理が県内企業に良い影響を及ぼしていると思います。一方、企業の経営方針は本社で決められることを考えると、職場における経営方針決定の場への女性の参画を推進していくためには、もっと地元企業に男女共同参画への理解を働きかけていく必要があると思います。それにより女性が能力発揮しやすい職場が増えていくことを期待したいと思います。

小田中会長：県ではポジティブ・アクション推進事業を実施しており、具体的に男女共同参画を進めている企業に対して、入札参加登録の際に評点を付与しています。この事業の加点については、企業にとって魅力があり、実際に男女共同参画関係の制度の整備などを行ったという事例も聞いております。平成20年度以降、事業を拡充すると聞いておりますので、事務局から簡単に説明願います。

事務局：現在のポジティブ・アクション推進事業の対象は、建設、建設関連、物品の入札

参加登録業者 8,000 社ですが、平成18年度のこの審議会で、それ以外の業種にも対象を広げるべきとの意見があり、榎石委員、安保委員、高木委員、本田委員に検討会議の委員として検討いただき、平成20年度から県内40,000企業全てを対象とした認証制度を作ることにしました。認証されますと、建設、建設関連につきましては、これまでどおり入札参加登録の際に10点が加算されます。それ以外の業種については加点はありませんが、企業のイメージアップにつながるということで、これから公募の上決定する認証マークを使用することができるようにします。また、商工中金が実施している「女性の社会進出総合支援策」の対象となります。

小田中会長：他に質問・意見等ございませんでしょうか。それでは、各委員からの意見等を踏まえまして、平成20年4月以降、基本計画の進行管理や審議会としての意見書の作成等を行っていきたいと思います。この審議会は年3回程度の開催となりますが、質問や意見などがありましたら、その都度男女共同参画推進課に問い合わせいただきたいと思います。本日の議題については以上ですが、委員の皆様から他に何かありましたらお願いします。

佐々木委員：年次報告書や政府の発表資料を見ても、男女間の賃金格差が非常に大きい。私の仕事の関係では、離婚した際の女性の経済的自立の不安、それがやがては離婚した女性が子育てする場合、子どもを上級の学校に進学させられないなどといった問題にもなっています。男女共同参画については多方面の課題があると思いますが、一番の問題は、いかに女性が経済的な力を付け、男性との格差を解消するかということだと思います。また、男性の家事への従事についての問題も、男性の長時間労働の改善を図っていくことが必要だと思います。このようなことからすると、労働者からの視点、労働組合的な視点が必要であり、労働組合の女性役員との懇談会の場の設置なども必要ではないかと思います。ポジティブ・アクション推進事業もどちらかというとな経営者側からの働きかけのように思いますので、現場の労働者がどのような思いで現状を受けとめているのかということの視点が欠けているように思います。

三部部長：労働組合というお話がありましたが、先日、男女共同参画推進課長と一緒に連合宮城にうかがって、男女共同参画への取り組みについて提言などをいただきたいという働きかけを行っています。また、基本計画には80ほどの施策を掲げておりますが、今後委員の皆様から、不十分な施策について御指摘いただき、改善策について御提言いただければ、県として努力していきたいと思っております。

小田中会長：この審議会に対応しきれない領域については、例えば懇談会を設けて検討するということは十分可能だと思われれます。必要があれば、委員からの意見をもとに男女共

同参画推進課とともに考えていきたいと思えます。

他に御意見がなければ、これで議題について終了させていただきます。長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

次回の審議会は、基本計画の進行管理になりますので、基本計画と年次報告書をお読みいただいた上で部局別懇談会に出席いただきますようお願いいたします。

5 閉 会

事務局：以上をもちまして、宮城県男女共同参画審議会を閉会いたします。長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。